

### 期日指定定期預金

ご利用いただける方	個人のお客さま
期間	1年以上最長3年（据置期間1年）（自動継続ができます） ※満期日はお預け入れ1年経過後から3年までの任意の日を指定できます（ご指定満期日の1カ月前までにご通知が必要です）。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・100円以上300万円未満 ・1円単位
払戻方法	・ご指定満期日以後（預入日の1年後の応当日以後となります）に払い戻します。 ・預入日から1年経過後、1万円以上1円単位で一部解約ができます。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利となります。預入日の店頭表示利率を満期日まで適用いたします。 ・自動継続時の利率は、継続日における店頭表示利率を満期日まで適用いたします。 ・ご指定満期日以後に元金とともにお支払いいたします。 ※中間利払いはいたしません。 ・預入日から1年後の応当日にお預け入れ時の約定利率によって、1年複利の方法により計算を行います。 ・付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算を行います。
税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優のお取り扱いができます。 ・自動継続の場合、「総合口座」通帳にセットすることができます（未成年者を除きます）。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります。
中途解約時の取り扱い	<別表>の中途解約利率で利息の計算を行い、元金および利息をお支払いいたします。
金利情報の入手方法	窓口、当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部（9時～17時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。 <b>【紛争解決措置】</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部にお問い合わせください。

	ス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

<別表：中途解約率>

預入期間に応じて次の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）で利息の計算を行います。

預入していた期間	中途解約利率
6カ月未満	解約日の普通預金利率
6カ月以上1年未満	2年以上約定利率×40%
1年以上1年6カ月未満	2年以上約定利率×50%
1年6カ月以上2年未満	2年以上約定利率×60%
2年以上2年6カ月未満	2年以上約定利率×70%
2年6カ月以上3年未満	2年以上約定利率×90%